

【一般事業主行動計画】

平成 29 年 5 月 15 日

株式会社オリバー

◆雇用環境の整備に関する事項

●子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

＜社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。＞

1. 計画期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1 平成 32 年 3 月 31 日までに、妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

＜対 策＞

- ・労働者・管理職等に対し、母性健康管理に関する情報提供を行う。
- ・妊娠した旨の申出があった場合、人事担当者から個別に相談体制の説明を行い、各法令・就業規則に則して、関係資料の提供をする。

目標 2 平成 32 年 3 月 31 日までに、男女社員ともに育児と仕事を両立できる仕組みの構築。

＜対 策＞

- ・子供の出生時の父親に最低 5 日間の休暇の取得を奨励する。
- ・子供の出生時・育児期間中の父親の休暇取得に抵抗のない職場の雰囲気づくりに努める。
- ・管理職に子供の出生時・育児期間中の父親の休暇取得につき理解を求める。
- ・育児における短時間勤務期間の延長。

現行：子が 3 歳に達するまで ⇒目標：子が小学校就学の始期に達するまで

目標 3 平成 32 年 3 月 31 日までに、年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施をする。

＜対 策＞

- ・5 日間の年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、従業員一斉に取得できるようにする。
- ・計画的付与以外の有給休暇についても、部署間で事前に計画し業務に支障をきたさない様配慮し取得しやすい環境づくりを努める。
- ・有給休暇取得可能日数（有給休暇残日数）が個々にいつでも簡単に確認出来るシステムの導入。また上長も部下の有給休暇取得状況がすぐに確認できるシステム。

以 上